

## 第4部 策定後の取組

### 1 周知と情報の公表

医療機関の自主的な医療機能の分化・連携の取組を促進するため、地域医療構想については、本県のホームページなど様々な媒体を通じて、その内容の周知を図るとともに、併せて病床機能報告制度の情報も広く公表します。

また、地域医療構想や病床機能報告制度等の情報は、医療関係者だけでなく、患者・住民にわかりやすく丁寧に説明することで、適切な受療行動や在宅医療の浸透などにつながることを期待されます。

さらに、地域づくり、まちづくりを考える上でも、患者・住民への情報の公表は重要となります。

### 2 2025年までのPDCA等

地域医療構想の進捗管理は、各構想区域における地域医療構想調整会議において、平成37(2025)年まで毎年、実施してまいります。また、三重県医療審議会へも毎年、その状況を報告します。

地域医療構想の推進にあたっては、医療機関相互の協議と医療機関の自主的な取組により進められることを基本としています。

地域医療構想調整会議では、医療機関相互の協議を進め、不足している医療機能への対応について具体的な対策を検討するとともに、2025年にめざすべき医療提供体制の方向性や実現するための施策等についても、引き続き具体的な検討を継続してまいります。また、必要に応じて地域医療構想の追記・修正等を行うことで、より実効性のある地域医療構想への発展をめざします。

さらに、稼働していない病床の取扱いについても協議し、めざすべき医療提供体制の実現に向けて取り組んでいくこととします。